**令和元年度第２回大阪府教育行政評価審議会**

１　日時　　令和元年７月29日（月）15:00～17:30

２　場所　　旧議会会館１階　共用会議室

３　出席委員　　岡田会長、丹羽副会長、奥村委員、興梠委員、田中委員

４　議事概要

（１）審議

ア　基本方針７について

○　資料１「基本方針７≪学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます≫」により、事務局から

説明。

○　質疑応答

（委員）

大きく２点、お伺いしたい。

１つ目は、1～2ページの基本的方向①、学校経営計画に示す教育目標の実現度が去年より下がっているという報告があったが、この要因としては、各学校が設定した目標が高すぎただけで、教育の質自体は向上していると捉えていいのか、それとも、実際に課題があると捉えているのかについて教えていただきたい。また、もしなかなか達成できない学校があった場合、そういった学校への支援などをしているのであれば、それについても教えていただきたい。ただ、支援を行うことは大切ではあるものの、もし短期的な目標の達成ばかりが強調されてしまった場合、手段が目的化するというようなことにならないとも限らないと思う。目標達成のみにこだわるのではなく、評価の結果を学校内の先生方や学校外の方々との議論のきっかけとし、目標自体の是非も含め、改善のあり方を考えていただけると嬉しいと思う。

２点目は、資料の4ページ、働き方改革について。働き方改革はとても重要だと思っているが、業務や人員が今までと同じ状態で、勤務時間だけを減らすということは、なかなか難しいかと思う。業務量自体の削減や、人員増加といった支援をしておられたら教えていただきたい。

（事務局）

まずその１点目の達成状況に関して、まずどのように、目標設定や実現度の評価をしているかというところからご説明する。各学校では、学校経営計画の中で、3年後、何がどの程度までどうなるか、何をどうするのか、というようなことを、まず中期的目標として設定した上で、その目標に向けて各年度に到達すべき課題を、今年度の重点目標という項目として設け、それに向けた具体的な取組計画、内容、あるいは評価指標、つまり目標として目指すべき数値を設定するということにしている。そして、実現度とは、これら個々の取組内容に対応する評価指標に対して、その到達度を「◎」「○」「△」で評価しているものである。「◎」は大きく上回った、「○」は達成した、「△」は残念ながら到達しなかった、という3段階で自己評価したものであり、全体のうち「◎」「〇」のその割合を実現度という言葉で設定している。校長は、達成を目指す目標値について、学校の実情に即したものとなるよう、毎年見直しを行うとともに、教育庁の幹部との面談の中で、到達状況を確認している。また、昨年度から始まっている学校運営協議会においても、承認事項ではないものの、必ずこれらの到達状況について報告をした上で、次年度の目標を設定することとしている。実態としては、重点目標は、一定達成されるとさらに高い目標を設定するということになるため、ある一定のレベルまでは学校の順調な取組みの成果として、達成状況も上昇していくが、どこかで、上昇の状況が目標に対して厳しいというような時点が現れてくる。一方で、だからといって目標を低めに設定するということとなれば、現場の教員の士気を下げる、というようなことにも繋がるため、校長としては、学校の状況も加味しながら、教員の状況も勘案しつつ、目標値を掲げるというようなことになっている。

以上のような状況があり、実現度として現れる評価が下がっていても、単に学校の目標達成をするための努力が不足していた、あるいは学校の教育の質が落ちていたということには必ずしもならないのではないかと捉えている。ただ一方で、実現度が下がった学校については、経営目標の達成に向けて何らかの困難が生じているということが考えられることから、教育庁の幹部との面談において、特に丁寧に、校長が何か困っていること等がないかということを聞き取った上で、次年度の適切な目標に向けて確認をしているところ。なお、個別の学校の課題への対応としては、様々な支援の方法はあるが、例えば、学校の組織の運営体制について校長が課題を感じているという学校に対しては、府教育庁が行う育成支援チーム等の取組みの活用といった方法示すなどにより、目標達成のみに向けた短期的な取組みに限定されないように、ということを含め、学校に対しては十分な助言指導を行っていきたいという思いで毎年面談に臨んでいる。

2点目は、学校に対して、今までの業務内容をそっくりそのままやりなさいと言う一方で、時間だけ減らすことになっていないかということであるが、これも学校経営計画の中で、一昨年度来、必ず職員の働き方改革についての具体的な取組みを、学校としての経営目標に入れるよう取り組んでいる。可能な限り、今までの業務で見直すべきところを具体的に示し、具体的な軽減見込みも、数値目標として、全校、経営計画の中に載せるようにしている。クラブ活動のサポートや、それ以外の業務については、様々な方向から、各学校の校長に助言やアプローチをしている。

（事務局）

2点目の働き方改革の取り組みの推進については、大阪府の教育庁、各学校、各教職員がそれぞれ時間外勤務の抑制に取り組むべく、平成30年3月に「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」というものを策定し、これに基づく取り組みを進めているところ。業務量自体の削減に関するものとしては、例えば平成30年度においては、教員の業務のうち、長時間勤務の要因の一つとなっている、部活動に係る業務について、平成31年2月に「大阪府部活動のあり方に関する方針」を取りまとめ、1日の活動時間を平日で2時間程度、学校の休業日は4時間程度とした。また、会議運営の簡素化や重複する研修の見直しなどの教育庁主催の会議研修等の縮減、活用頻度の低い項目の廃止や重複項目の回避、様式の工夫などによる調査や通知文書等の精査や工夫改善、勤務時間管理の徹底や教材等の共有化などの校長、准校長のマネジメント、また全校一斉退庁日の実施や、ノークラブデーの強化、学校休業日の試行実施などの制度構築など、幅広く様々な取り組みを進めているところ。

また人員措置に関しては、スクールソーシャルワーカーの府立学校26校への配置、部活動指導等における外部人材の活用や、モデル校とした府立高校15校における部活動指導員の導入、また、教頭等の業務負担軽減のための非常勤補助員配置計画の作成に取り組んだほか、国が措置する教員定数の確保に最大限務めるとともに、引き続き国に対して定数改善を要望している。

こういった様々な取組みにより、引き続き働き方改革を推進していきたい。

（委員）

先ほどの働き方改革に関連し、部活動指導員の導入については、良い取組みであると思うが、いじめの有無等、生徒同士の関係への配慮が果たして部活動指導にできるかというところも踏まえて考える必要があるかと思う。先生と部活動指導員の連携や、子どもへの配慮も行ってもらいたい。

また、授業参観や学校行事等への保護者の参加については、授業参観等は参加率が上がっていると思う。発表会やクラブの大会、吹奏楽コンクール等、平日の行事でも両親が揃って参加している姿を見かける。一方、学校運営のための行事、ＰＴＡ行事、学校改革に向けた行事や、予算総会や決算総会については、参加率が低い状況であり、参加率を上げていくべきであると考えている。

（事務局）

部活動指導員については、府立学校に加え中学校についても、部活動指導員を昨年度から配置している。府立学校は10校10名、小・中学校については、昨年度は４つの市町で18名配置し、今年度は14の市町で70名を配置している。先生方の部活動に関する負担を減らす、心理的物理的な負担を減らすということを目的としている。

委員からは、部活動における子どもたちのトラブル等の対応について、ご心配をいただいているが、大阪府における部活動指導員の職務としては、技術指導や、様々な技能の学校外での活動引率などのほか、生徒指導に係る対応や、先生方が不在の場合に事故が発生した際については、初期対応は部活動指導員が行い、その後生徒指導事案については学校が組織的に対応するというような形で連携して対応するということを示しており、そのように対応いただいているところ。また、緊急的な事故が発生した場合は、応急手当や搬送後の保護者への連絡も、部活動指導員から行った上で、教員が引き継いで対応するということになっている。

外部の方々への研修については、まずは部活動指導員として勤務いただく前に、学校内で校長先生など管理職の先生方から校内の実情に関することを研修することとなっている。また、部活動指導に関することや、トラブルに関すること、あるいは効率的な業務の仕方などについての、校外での研修も保健体育課主催で行い、出来る限り部活動指導員と学校が連携して対応するように行っているところ。

（委員）

1点は意見、もう１点は質問である。

1点目は基本方針7に「府立私立双方を対象に募集を行った結果、11校を支援校に決定した」とあるが、「支援校」と「支援学校」で似た単語であり、初めて見られた方にとっては非常にわかりにくい。例えば「支援対象校」に決定したなど、記載方法を変えたほうがわかりやすいと思うので、意見としてお伝えする。

2点目は質問であるが、学校運営協議会のことについて聞きたい。昨年から学校協議会から学校運営協議会に変わったが、保護者や委員の方々からの意見として、どのような形で変わってきたのかなど、例としてあれば教えていただきたい。

（事務局）

学校運営協議会における保護者等からのご意見であるが、現時点では、まだどういった意見が具体に寄せられているかについて、調査はしていない。ただ、昨年度から開始された制度でもあり、状況について把握する必要があると認識している。今後どういう実態があるか等について、調べていきたい。

（委員）

私も意見という形で２つ述べたい。

１つは、働き方改革の件である。様々な取組みを府が進めていることは、よくわかった。ただ、府立高校でも学校によって格差があるのではないのかと考えている。平均値だけで見ていると、なかなか実態が見えづらい部分もあろうかと思うので、注意して推移を見ていただけたらと思う。それから、働き方改革と、チームアプローチはセットで実行していかなければいけないと考えている。学校の先生だけが抱える時代ではない。そのとき、チームアプローチという形で外部人材や専門家と協働する場合、先ほど研修等を充実させていくとの説明があったが、部活動指導員等の外部人材について、資質が担保される仕組みが、より一層必要になってくると思っている。

2点目は学校運営協議会のことである。全府立高校に学校運営協議会が設置されていることは非常に評価できることであると思っている。学校運営協議会を設置することで、今後、厳しい意見が出ることも予想されるが、そのような意見を含め、府民に情報を公開しながら学校をよくしていく、といった意味でも、府立学校全体に、学校運営協議会が設置されたことについて、今後、推移を注目して見ていきたいと考えている。

（会長）【審議のまとめ】

目標の実現度が低下しているというところに着目して、それは質が落ちたのがどうか、あるいはその目標の設定自体に問題があるのかとの質問があった。これについては、より良い学校をめざすための目標設定を行っているということで、実現度が下がったことが、努力不足や質の低下には繋がらないという答えであった。

また、短期的な目標や数値にとらわれずに、どういうふうな学校づくりをめざすのかというようなことを、教員が共有して進めていくことが大事ではないかという指摘があった。

次に、働き方改革について、教員の働き方改革が、児童生徒への働きかけに繋がっていくという指摘であった。これについては、経営目標を見直したうえで、順次取り組んでいることと、また、具体的な働き方改革の内容についてお答えいただいた。これについては、着実に進んでいるという印象であった。

さらに、働き方改革に関連して、教員と部活動指導員が、子どものことを考えた連携をすべきであるというご指摘があった。これについては、部活動指導員の拡充を行っているが、ご指摘の内容を踏まえた研修や指導助言を行っているということであった。

学校への参画については、授業参観等に保護者の参加は得られているのかもしれないが、PTAが主催する行事等への参加率が低いことについて、心配であると懸念が出された。

学校運営協議会への変更後、保護者や評議員からの意見の変化等について集約しているかとの質問があったが、現段階では調査を行っていないということであった。私はある府立高校の学校運営協議会の委員として、協議会に出席しているが、昨年度までの学校協議会と比較しても、いい意味での緊張が生まれていると感じている。

また、全府立学校が運営協議会を設置したことについて、非常に評価ができるというご意見があった。

働き方改革については、平均時間外在校時間だけではなく、どのように学校間の格差が生まれているのか、なぜ改革が進まないのか等について注意して見ていく必要があるとの意見があった。また、部活動指導員等については、チームアプローチという考え方も踏まえて、取り組んでいく必要があるというご指摘があった。

イ　基本方針８について

○　資料２「基本方針８≪安全で安心な学びの場をつくります≫」により、事務局から説明。

○　質疑応答

（委員）

3点質問させていただきたい。

まず、1ページの具体的取組124「府立学校の老朽化対策と空調設備等の整備の推進」について、

平成28年度から平成30年度までの３か年計画で劣化度調査というのを実施したとのことであるが、この劣化度調査で得られた調査結果を、今後どのように対応していくのかをお聞かせいただきたい。

2点目は、2ページ目の126「学校の防災力の向上及び防災教育の充実」について、昨年も実践的な避難訓練は重要であるということを意見として言ったが、いわゆる子どもの引き渡し訓練のようなことを考えると、小学校単独、中学校単独、学校単独でやることが実践的とは限らないと考えている。きょうだい関係等を勘案しながら、学校間合同でやる必要性があるのではないかと考えている。非常に難しいことかもしれないが、そういう事例などがあるのかということを聞かせていただきたい。

3点目は、3ページ目のスクールガードリーダーの配置に関しての質問である。本当に最近不安をかきたてるような事件が起こっている。スクールガードリーダーは、安心確保のため、非常に必要な方ではないかと思うが、人数をはだいたい37人や35人と、だいたいこのあたりで横ばいなのかなと見受けられる。今後のスクールガードリーダーの配置の見通しがあればお聞かせいただきたい。

（事務局）

１点目のご質問の劣化度調査の結果についてご説明する。劣化度調査については、府立学校だけではなく、大阪府トータルで様々な施設の劣化度調査を実施している。そして結果の活用方法としては、策定中の府立学校施設の長寿命化計画の中で、この劣化度調査を用い、どのような部位をどういうやり方でやるかというような検討をし、進めていくというのが１つ。もう１つの目的は、例えば非常に危険な部位が判明した場合に、現在まだ検討中ではあるが、まず先に、全庁的にこの危険なものからやっていくというような方針が出た上で、それぞれに対応を行うということになろうかと思う。

（事務局）

避難訓練は学校単独でするよりは合同ですべきではないかというご指摘をいただいたが、まさに先生のご指摘の通りだと思う。教育庁では毎年国の事業を活用し、防災に関する事業を行っている。その１つに、学校防災アドバイザー派遣事業というものがある。昨年度は府立学校で12校、４つの市町村、私立１校に対してアドバイザーを派遣した。この中で避難訓練の取組み、特に地域との連携が必要だということを助言いただいているところ。こうした派遣事業を活用しながら、各市町村では最近合同での訓練、避難訓練が行われてきているように実感している。昨年では、池田市の石橋地域で防災訓練を合同で行った取組みがあった。場所は石橋中学校の体育館であったが、地域の小学校、保育所、高齢者施設、近隣住民、合計420名の方が参加され、その中で訓練、誘導、炊き出し、あるいは応急処置の方法などを、中学生や地域の方々が一緒になって取り組んだという例がある。まさに顔の見えるような訓練をされたということで、非常にいい取組みだと思っている。またある府立高校では、近隣の幼稚園の子どもたちと一緒に避難訓練を行うという学校も見られ、今後こういった地域と連携した避難訓練の取組みを研修などで周知をしていきたい。

（事務局）

スクールガードリーダーは、国の事業を活用しているものの、府を通し市町村に対し補助金を交付しており、大阪府の予算の範囲内で事業を実施する必要がある。毎年同額程度の予算を確保しており、府の事業を通したスクールガードリーダーの数は、資料に示したような、毎年同程度の数となっている。中核市は独自で国に補助金を要求することもできるほか、独自予算で配置している市町村もあり、実態として活動しているスクールリーダーの数はもう少しいると思っている。

（委員）

府立学校施設については、いつ起こるかわからない地震に対し、様々な取組みをしていただいているが、予算の制約はあるかと思うが、もう少し早いサイクルで、災害対策やブロック塀の撤去をしていただきたいと思う。

また、地域と連携した避難訓練については、昨年度地震や台風で被害にあった地域において行われている取組みを耳にした。そういった良い習慣を各市町村に周知していただきたい。

（委員）

まずブロック塀の撤去についてお願いしたい。高槻も含め、プールサイドにブロック塀が作られているところが多いと思う。元は金網だったが、外から見えるので、ブロック塀にしたところがあると思う。ただ単にブロック塀を撤去すれば良いということではなく、プライバシーへの配慮も考えながら対策を立てていただきたいのが１点。

もう１つは「地域との連携した、自然災害を想定した防災訓練の実施率（政令市除く）」（指標46）について、公立小学校は50％を越している一方、公立中学校があまりにも低いのが気になる。地域の子どもたちが来ている学校であることから、もう少し実施率が上がっても良いと思う。地域と一緒にやって何かメリットがあるようなことを考えていかないと目標を達成しないと思うので、ぜひ良い仕掛けを考えていただいて、実施率を上げていただくようお願いする。

（事務局）

まずブロック塀についてお答えする。ブロック塀の撤去後については、基本的な方針として、いわゆるメッシュフェンスを使うのが原則であるが、ご指摘のあったプールもしくは隣接に民家がある場合などについては、目隠しフェンスとして見えないものを使用すること、あとは防塵対策の観点から、メッシュフェンスだが、テニスコートにあるような緑色の防塵シートをかけて、防塵対策をする形で進めるので、プライバシーへの配慮に関しても、学校側と相談しながら進めていく。

（事務局）

「地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率」（指標46）について、中学校の実施率が低いというご指摘、まさにその通りであり、市町村ごとに見ると、小学校では4割程実施している一方、中学校では0というところもある。先ほどご紹介した池田市の例も含めて、こうすればもっと良いものになるということをしっかりと伝えていきたい。

（会長）【審議のまとめ】

劣化度調査実施後の対策に関する質問については、府立の校舎の長寿命化計画に反映させること、また、危険部位については、程度に応じて早急に対応しなければならないものから実施するということであった。

２点目の防災力の向上については、学校単独よりも合同で実施する方が、メリットがあるのではないかという指摘があったが、それぞれの地域との連携が大事であるとして、アドバイザーの派遣や好事例の周知に努めており、特に、池田市の石橋中学校区における幼保小中で連携した防災訓練という好事例を発信していきたい、合同で実施することの効果が実際に具体的な事例として出てきているということであった。

スクールガードリーダーについては、益々必要性が高まっているという指摘があった。配置の見通しについては、府予算の枠があるので、どんどん拡大していくわけにはいかないが、国から直接補助を受けられる中核市や、独自予算でスクールガードリーダーを雇用している市町村があるなど、実際には数値以上の広がりがあるということであった。

府立学校施設の老朽化対策、あるいはブロック塀の撤去について、いつ何が起こるかわからないので早急な対応をお願いしたいという要望、また、被害が出たところでは取組みを進めているので、そのような良い習慣を他市にも広めていただきたいという要望があった。

また、ブロック塀の撤去について、プール等ではプライバシーへの配慮が必要ではないかと指摘があった。これについては、通常はメッシュフェンスを用いるが、配慮が必要な場合は目隠しフェンスで対応するなど、学校と相談しながら進めていくということであった。

また、地域と連携した避難訓練の実施率について、中学校が低いということで、中学生が本気になってくれるような仕掛けが必要ではないかという指摘があった。

ウ　基本方針９について

○　資料３「基本方針９≪地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します≫」により、事務局から説明。

○　質疑応答

（委員）

　地域と学校の連携や親学習等について、研修をはじめ様々なことをしていただいている。そこでもう一歩、その内容が研修受講者以外に伝わっていくことが重要ではないか。

（委員）

3点申し上げる。

１つ目が、2ページの具体的取組132にある学校と地域が連携協働した学習支援活動についてである。学校と地域が連携すると言われて久しいが、なかなか地域の側からすると、学校の壁が高い。働き方改革の流れの中で、本来教員のすべきことと、それから地域が担うべきことの線引きを、国の方で整理をされており、本当の意味での地域と学校の連携・協働が求められていると思う。それを担うコーディネーターの研修において、どのような研修が行われているのか。実質的に地域と学校がより結びついて連携・協働しているような内容になっているのかをお聞かせいただきたい。

2点目は、6ページの具体的取組136にある「アウトリーチ型家庭教育支援モデル事業」について。これについては虐待の問題にも関係するが、家庭教育、親の学びなどを提供したとしても、親学習や親の学びに出る余裕のない、本当の意味での親学習を必要としている人がなかなか学べないという現実があると思う。そこに踏み込むアウトリーチ型の家庭教育支援モデル事業であるかと思う。家庭教育を支援する事業でどのようなことが行われているか。実際にモデル的に事業を委託していると思うが、どのような支援を行われているのかを聞かせていただきたい。

３つ目は、意見である。幼児教育センターを立ち上げられて、たくさん幼児教育アドバイザーを養成されているという。私も2月に実施された「幼児教育推進フォーラム」の様子を見に行った。非常に多くの方が参加されていて、熱気があった。幼稚園、保育所、こども園の垣根を取り払いお互い学びあおうとする熱気があった。それが幼児教育センターというものを開設した一つの大きな成果。それが表れていたフォーラムであった。このセンターの活動については、今後、大きく期待をしていきたい。

（事務局）

１点目のコーディネーターの研修、育成についてお答え申し上げる。コーディネーターのスキルアップと、各地域のコーディネーター同士の交流を図ることが重要と考え、コーディネーター研修を実施している。昨年度は3回実施。1回目は、豊中市の小学校の校長から、学校現場での取組みを交え、活動のポイントなどを話してもらった。2回目は、子どもたちとの関わり方、及び活動手法の実践をテーマにし、参加型の研修として、子どもたちへの理解を深めてもらうことを目的に実施した。3回目は、訪問型の家庭教育支援について、様々な立場の人々が地域で連携・協働していくことの大切さを学んだ。

参加者からご意見をもらっている。１回目の参加者からは、「とても興味深く、現場の先生の意見はとても参考になった」、「学校の立場から地域との繋がりを考えているのがよくわかった」というような感想をもらっている。2回目の参加者からは、「子どもが自ら考える環境を作る例をいろいろと教えていただいた」、「一つ一つの課題について少しずつ変えていこうと思う」という感想をもらった。3回目の参加者からは、「信頼関係を築くために必要なことは雑談力ということがわかった」というご意見や、「福祉と教育が連携する必要性と、それが可能な時代になってきたということを知ることができた」というような感想が挙がっていた。

今年度も3回実施予定で、来月5日には学校支援活動に関わるコーディネーターや学校関係の方を対象にした研修を実施する予定であり、引き続き、コーディネーター養成のための取組みを実施していきたい。

次に２点目の訪問型家庭教育支援について。訪問支援員の活動としては、主に子育てに悩みや課題を抱える家庭を訪問し、保護者の悩みや思いを聞いたり、子育てについての話やアドバイスをしたりしている。訪問方法については、自治体により違いがある。学年を決めて全戸訪問している自治体もあるが、学校や教育委員会の要請から家庭を訪問する形をとっている自治体もある。訪問後は、訪問家庭の情報を教育委員会や学校等に報告し、その情報は、家庭教育支援チームの会議や、学校でのケース会議などで共有し、支援の方法などを検討してもらっている状況である。また、初めて訪問する家庭に行く場合は、学校の教員や、教育委員会の担当者と一緒に行くこととしており、まずは関係作りを行うといった工夫もしていると聞いている。

訪問支援により、「保護者の気持ちが軽くなった」や、「子育てに前向きになった」と聞いており、保護者の状況が改善することで、子どもの状況に改善が見られるということや、保護者と学校の関係が難しくなっているケースでも、その関係が改善されるということも聞いている。

また、虐待の恐れや経済的に困窮している家庭など、重篤なケースにおいては、福祉部局との機関やサービスなどを案内するように適切な支援に繋ぐこともあると聞いている。

（委員）

今答えていただいたコーディネーターの養成ということは、これからますますコーディネーターの役割が大きくなってくると思うので、具体的な事例をご紹介いただいたが、養成に力を入れていただきたい。

訪問型の支援では、保護者の悩みを聞くことで軽くなったとか、改善図られたとか、福祉部局とつなぐことができたという、子育てに悩んでいる保護者が多くいるという中で、重要な施策であると思う。コーディネーターの3回目の研修会では、訪問型の支援の具体的な事例を取り扱ったということであるが、この家庭教育支援モデル事業の成果をより拡大していただくように要望したい。

（委員）

教育基本法第10条には「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」とあり、その第二項では、自治体は「保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努める」ことが求められている。

我々も学校教育という観点で論じることが多いが、家庭教育が一番重要だということを忘れてはならないと思う。

ひとり親家庭において、経済的な問題に加えて教育に関する情報がないと子どもの学習環境や進路がどんどん苦しくなる。経済的支援で教育委員会にできることは限られているとしても、奨学金など様々な施策を利用できることなど、そういう家庭への情報提供をぜひともしてほしい。今後とも充実させるように、お願いしたい。

（委員）

最近のニュースであるような虐待事件はもう聞きたくない、二度と起こってほしくないと思う。

先ほど訪問型家庭教育支援等で、教育庁と福祉部局との連携によって、良い事例が生まれているという報告もあり、非常に大きなポイントになると思う。

先ほどからチームアプローチということを言っているが、いわゆるこういった訪問型の家庭教育支援で、福祉と学校教育の連携や共同での取組みをしっかりと進めていっていただきたい。報道等からの情報になるが、各機関が連携を取らず縦割りで対処すると、結局子どもが犠牲になることにつながりかねない。ぜひ連携を頑張っていただきたい。

（会長）【審議のまとめ】

まず、様々な家庭教育や、地域での研修、交流事業で学んだことを保護者の立場、あるいは地域住民の立場として活かしていくことが大事だ、という感想をいただいた。今後もそういう機会に学んだことを、地域や学校で活かして貢献していきたいという話だった。

続いて、教育コミュニティ推進事業におけるコーディネーター研修の内容、訪問型家庭教育支援のモデル事業についての具体的な事例、そして幼児教育における教育センターの存在意義について質問と意見があった。

それから、家庭教育の重要性と、それを自治体が支援していくことが教育基本法に定められており、経済的な支援制度や、教育に関する情報提供については今後も手厚い支援をしていただきたいという要望が出された。

さらに、訪問型の支援モデル事業には意義があるという評価をいただき、チームアプローチという観点から、連携協働の事例を今後ますます増やし、縦割りではなく連携して子どもに関わっていくような体制を作っていただきたいという要望が寄せられた。

（３）閉会

　○次回審議会は、７月30日（月）15時からである旨を事務局から説明した。